

令和 8 年度第 1 回
堺市都市計画審議会

議 案 書

令和 8 年度 第 1 回

堺市都市計画審議会付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
2 0 5	南部大阪都市計画特別緑地保全地区の変更について (市決定)	市	2
2 0 6	特定生産緑地の指定について	市 (指定)	5

議 第 2 0 5 号
都 計 第 1 6 7 号
令和 8 年 7 月 2 3 日

堺市都市計画審議会
会長 加我 宏之 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画特別緑地保全地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法
第 1 9 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画特別緑地保全地区の変更（堺市決定）

都市計画鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区を次のように変更する。

名	称	面	積	備	考
鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区		約 20.0ha			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、本市南区の南部、南海電気鉄道泉北線梅・美木多駅から南東約 4.5 キロメートルの市街化調整区域に位置し、「堺市緑の基本計画」における緑のシンボルエリアの一つである「南部丘陵エリア」に含まれ、石津川水系・明正川の源流域、かつ良好な自然的環境を保ち、風致及び景観が優れている貴重な樹林地であり、動植物の生息地または生育地となっている。

本市では、「堺市緑の基本計画」の施策として、南部丘陵エリアにおける緑地の保全を位置づけており、実効性のある緑地保全制度による緑地保全施策を進めることとしている。

このため、風致及び景観が優れており、動植物の生息地または生育地としての緑地を保全し、地域住民の健全な生活環境を確保することを目的として、特別緑地保全地区を変更しようとするものである。

議 第 2 0 6 号
都 計 第 3 7 1 号
令和 8 年 7 月 2 3 日

堺市都市計画審議会
会長 加我 宏之 様

堺 市 長 永 藤 英 機

特定生産緑地の指定について（諮問）

標記について、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、次のように審議会に諮問します。

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面積	図面番号
第 402 号生産緑地地区	東区草尾地内	約0.09 ha	1 / 4
第 419 号生産緑地地区	東区日置荘原寺町地内	約0.08 ha	2 / 4
第 557 号生産緑地地区	東区大美野地内	約0.03 ha	3 / 4
第 725 号生産緑地地区	東区北野田地内	約0.14 ha	4 / 4
合計 4地区		約0.35 ha	

※面積の合計は各地区の㎡単位で合計したものをhaに変換した値